

毎日の生活のためになる情報を  
たくさんお届けします!

# Information

## インフォメーション

### お知らせ



### 年始の衛生業務

#### ごみ収集

1月1日(金) ~3日(日)	収集休み
1月4日(月)	可燃ごみ (バス路線北側)
1月5日(火)	可燃ごみ (バス路線南側)
1月6日(水)	プラスチックごみ (町内全域)
1月7日(木)	資源・不燃ごみ (西條※城前田地区除く)
1月8日(金)	可燃ごみ(町内全域)

※役場前資源物回収拠点「MOT  
TAINAI」は、1月4日

(月)午前9時から開設します。  
「MOTTAINAI」には、  
可燃ごみ、プラスチックごみ、  
不燃ごみ、事業活動(事業所・  
商店・飲食店・工場等)に伴う  
ごみは排出できませんので、ご  
注意ください。

#### し尿くみ取り・浄化槽清掃

次の業者にお問合せください。

・三協商事(株)

☎(442)3091

・(有)大政

☎0567(25)7374

・エコ環境(株)

☎0567(26)3956

**問合せ先** 役場 産業環境課

内線137・159

### 公民館臨時休館のお知らせ

成人式の開催に伴い、公民館を  
臨時休館します。

**臨時休館日** 1月10日(日)

※公民館の臨時休館に伴い、住  
民票の写しと印鑑登録証明書  
の発行もできませんのでご了  
承ください。

**問合せ先** 公民館内社会教育課

☎(443)2671

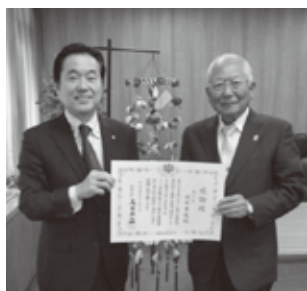
### 大治町選挙管理委員会委員長 坂部重造氏

### 総務大臣から感謝状

長年にわたり選挙管理委員会  
の委員として就任されている、大  
治町選挙管理委員会委員長の  
坂部重造氏(二本木)へ、総務大

臣感謝状が贈呈されました。

平成27年は、選挙制度125  
周年の記念の年に当たり、多年に  
わたり適正な選挙の執行管理に  
努め、選挙の啓発活動にも尽力さ  
れた坂部氏の功績に対して、総務  
大臣感謝状が贈呈されました。  
坂部委員長おめでとうございます。



●町長から坂部氏へ伝達  
されました

### 赤い羽根共同募金へのご協力 ありがとうございました

10月から12月まで行った平成27  
年度(第69回)赤い羽根共同募金  
運動に対して多くのご浄財をいた  
だきありがとうございました。

皆さんからの募金は、県内の民  
間施設への援助や地域福祉活動  
推進のために使わせていただき  
ます。平成27年11月末現在の募

お知らせ 募集

金実績額は992719円で  
す。なお、最終の実績額は、広報  
2月号で報告します。  
皆さんの温かいお気持ちに感  
謝します。

大治町共同募金委員会

## 防犯対策センサーライト 補助金

安全に安心して暮らせるまち  
づくりを目的に、防犯対策とし  
て、住宅にセンサーライトを購入  
設置した方に対し、補助金を交  
付します。

**対象** 町内に住所を有する方  
(住民基本台帳に記載)で、平成  
27年4月1日から平成28年3月  
31日までにセンサーライトを購  
入設置した方 ※補助の対象は1  
世帯につき1基を限度とし、昨年  
度以前に補助を受けた世帯は対  
象となりません。  
**補助金額** センサーライト購入  
設置金額の2分の1以内とし、  
2000円を限度額とします。  
(1000円未満切り捨て)  
※別途購入した乾電池等の電源

お願い 相談

費用を除く

**申請方法** 補助金の交付を申請  
しようとする方は、センサーライ  
ト設置完了後、3月末日までに  
書類を添えて申請してください。  
※申請書は総務課窓口で配布、  
または町ホームページからダ  
ウンロードできます。

**申込・問合せ先** 役場 総務課

内線151

## はるちゃんカフェ (認知症カフェ)

認知症の方やその家族、地域の  
方々、関係者が集まってお話をし  
たり、悩みを打ち明ける場です。

お茶やお菓子を食べながら  
ほっと一息。ふらっとお好きな時  
間にお立ち寄りください。

**とき** 1月29日(金)午後1時30  
分〜3時30分

**ところ** 総合福祉センター 1階  
会議室

**内容** ミニ講話「認知症予防につ  
いて」、家庭でできる認知症予防  
体操など

**参加費** 無料(予約不要)

スポーツ 催し

**問合せ先** 愛の家グループホーム  
おおはる ☎(449)6013  
役場 民生課 内線115

## 募集



## 大治町 汚水適正処理構想(案) パブリックコメント (町民等意見募集)

町では、快適な生活環境づく  
りや良質な水環境づくりのため、  
町全域について効率的かつ適正  
な汚水処理施設(公共下水道な  
ど)の整備方針を定める「大治町  
汚水適正処理構想」の策定を進  
めています。この策定に伴い、町  
民の皆さんに意見を求めるため、

次のとおり皆さんの意見を募集  
します。

**募集内容** 大治町汚水適正処理  
構想(案)に対する意見  
**募集期間** 1月4日(月)〜18日

(月)必着  
**意見を提出できる方** 町内在住・  
在勤の方

**案の閲覧** 町ホームページまた  
は都市整備課窓口

※窓口での閲覧は、土日・祝日を除く

午前8時30分から午後5時15分

**意見提出方法** 意見は「住所」

「氏名」を明記のうえ、郵送、ファ

クスまたは電子メールで都市整

備課に提出してください。町外に

お住まいで勤務地が町内の方は、

その所在地および名称を明記し

てください。※電話または口頭

による受付はしません。

**意見への対応** いただいた意見

に対しては、意見の概要とこれに

対する回答を町ホームページお

よび都市整備課窓口で公表しま

すが、個別の回答はしませんので

ご了承ください。

**問合せ先** 役場 都市整備課

内線140・157

## 優良運動者を表彰します

優良運動者表彰の自己申告の  
受付が始まります。

講座・教室

次の期間において、無事故・無違反の方は、津島警察署内交通安全協会津島支部または役場都市整備課へ申し出てください。

**無事故・無違反の期間**

- ・ 10年以上(平成18年1月1日以降)
- ・ 20年以上(平成8年1月1日以降)
- ・ 30年以上(昭和61年1月1日以降)
- ・ 40年以上(昭和51年1月1日以降)

**対象**

- ・ 免許証の住所が津島警察署管内の方
- ・ 同種の優良運転者の表彰を受けたことがない方

**持ち物** 運転免許証、印鑑

**受付期限** 3月31日(木)

**問合せ先** 交通安全協会津島支部  
 ☎0567(24)4771  
 役場都市整備課 内線155

**地域を守る消防団に**

**あなたの力を!**

町内の火災時の消火活動など

で、重要な役割を果たしている消防団は、郷土愛護の精神に基づいて町内在住の方で構成されています。消防団員は、各自の職業に従事しながら、火災発生などの非常時には本来の仕事を投げうって被害を最小限に食い止めるため献身的な活動を行っています。

火災発生時に消防署が素早く駆けつけ消火することは知られていても、消防団の活動はあまり知られてはいません。火災の鎮火作業は当然消防署が主導しますが、付近一帯の交通や人の整理、鎮火後の警備や見回りなどには消防団がなくてはならない重要な役割を果たしています。

また、年間を通しての活動や季節ごとの火災予防の巡回広報や特別警戒、町や地域主催の各種行事への参加など、広範囲にわたって活躍しています。その他、地震などの自然の災害が発生した場合、河川の氾濫などに対応する水防団としての任務も併せ持つ、極めて重要な職責を担う団体です。

しかし、近年団員の高齢化や若い方の敬遠などにより、各地域の団員確保が難しくなっています。いざ、災害が発生したと

きは、その地域内の方々の助け合いや協力が、必要となり、地域防災のリーダーである消防団がなくてはならない存在であることはご理解いただけると思います。

**安全で快適なまちづくりのためにあなたの力を!**

今年も、消防団の方々が団員の勧誘に各地区のご家庭を訪問することがあると思いますが、消防団の趣旨をご理解いただき、ぜひとも消防団の活動に参加していただきますようお願いいたします。

**問合せ先** 役場 総務課

内線152

**身につけよう応急手当  
普通救命講習Ⅰ**

**とき** 1月24日(日)午後1時～4時

**ところ** 海部東部消防組合消防本部 講堂

**対象** 大治町・あま市に在住・在勤・在学の方で15歳以上の方

**内容** 成人に対するAEDを用いた心肺蘇生法、大出血時の止血法

**定員** 15名

**参加費** 無料

**受付期間** 1月4日(月)～17日(日)

**申込場所** 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

**申込方法** 普及講習受講申請書で受け付けます。※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防本部ホームページからダウンロードできます。※メール・電話・ファクスでの申し込みできません。

**問合せ先** 海部東部消防組合消防本部消防課  
 ☎(442)1605  
<http://www.amatobu-119.jp>

**相談**



**心配ごと相談**

専門の相談員(民生委員・児童委員)が、相談に応じます。



お知らせ

募

集

お願い

相談

スポーツ

催

し

講座・教室

事前の予約は必要ありません。お電話での相談を希望される方は、相談開設時に直通電話からご相談ください。プライバシーは厳守しますのでお気軽にご利用ください。

**とき** 1月5・19日(火)午後2時～4時 ※原則毎月第1・3火曜  
**ところ** 総合福祉センター1階相談室

**心配ごと直通電話**  
☎(442)7793

## 消費生活相談

電話による強引な押し売りや、頼んでもいない商品が届いたことはありませんか。商品やサービスの多様化によって、事業者と消費者の間で悪徳商法、多重債務などのトラブルが発生しています。

町では、そのような被害を未然に防ぐため、月に1回専門の相談員を配置し、問題解決のために助言などを行う消費生活相談窓口を開設しています。少しでも不安に感じたら、一人で悩まずに窓

口をご利用ください。早めの相談が被害拡大を防ぎます。

なお、相談は先着順となりますので、お待ちいただくことがあります。

**とき** 1月20日(水)午後1時30分～4時30分(受付終了午後4時)  
※毎月第3水曜に開催していますが、変更となる場合もあります。

**ところ** 役場 2階 旧保健センター

**相談料** 無料

**申込・問合せ先** 役場 産業環境課 内線160

## 人権特設相談

日常生活の中で不当な差別や偏見等でお悩みの方は、この機会をご利用ください。

相談は無料で秘密は厳守します。

**とき** 1月22日(金)午前9時30分～正午

**ところ** 役場 3階第4会議室  
**相談事項** 親子、夫婦、扶養、相続、借地、借家、名誉、信用、差別、

私的裁判、いじめ、体罰などの人権問題

**相談員** あま市、大治町の人権擁護委員

**問合せ先** 役場 民生課  
内線165・168

## 従業員・青色事業専従者の 年末調整事務相談

商工会では、個人事業者の方を対象に個別記帳指導講習会を開催します。

新しく記帳を始める方や記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を営み、記帳でお悩みの方もぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 1月8日(金)午前9時～午後3時

**ところ** 商工会(役場2階)事務室

**問合せ先** 商工会  
☎(442)4511  
HP <http://www.ooharu-sk.com/>

## スポーツ



体育協会主催

## 町民バドミントン大会

**とき** 2月7日(日)午前9時  
**ところ** スポーツセンター

**対象** 町内在住・在勤で小学5年生以上の方および所属クラブ員

**参加費(傷害保険料を含む)**

中学生以下100円  
一般200円

※大会開催中の傷害については応急手当をしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

**部門** 個人戦、男女混合(ダブルス)ラケット

**競技方法** リーグ戦形式  
**申込期間** 1月4日(月)～22日(金)

**持ち物** 体育館シューズ  
※ラケットは貸し出します。

**申込・問合せ先** スポーツセンター  
☎(443)7077



●水前寺 清子氏

海部地区、心身障害児者保護者  
会連合会では、毎年「ふれ愛チャ  
リティーコンサート」を開催して  
います。皆様のご来場をお待ち  
しています。

**とき** 2月11日(木)午後2時

**ところ** 津島市文化会館

**出演** 水前寺清子氏

**協力券** 1枚2800円

**協力券販売・問合せ先**  
社会福祉協議会  
☎(442)0990



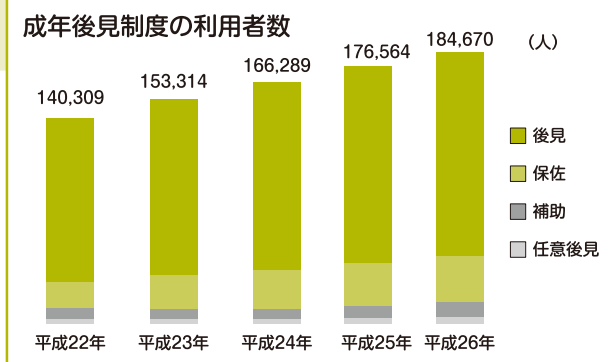
# 成年後見制度の最近の動き

## ～後見制度支援信託を中心に～

### 1. 成年後見制度とは?

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(以下「本人」)について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。高齢化社会の進展に伴って、成年後見制度の利用者数は年々増加しています。

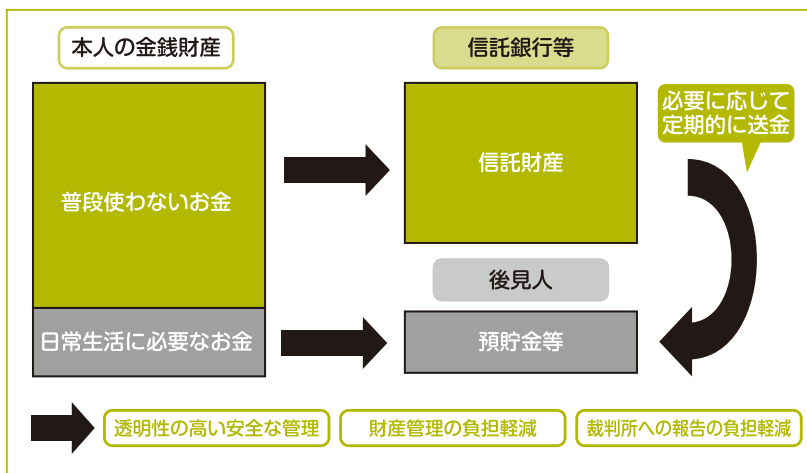
※グラフは各年の12月末日時点の利用者数です。



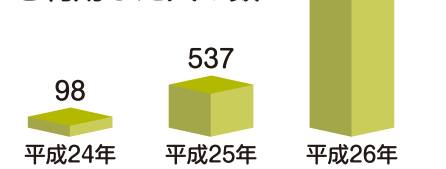
### 2. 後見制度支援信託とは?

後見制度支援信託は、本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

信託した財産を後見人が払い戻すには、家庭裁判所が発行する文書が必要になります。本人の財産を適正・安全に管理するための仕組みであり、平成24年2月に導入されました。



### 後見制度支援信託を利用した人の数



家庭裁判所では後見制度支援信託の利用を積極的に進めており、利用者数は急増しています。

また、多くの家庭裁判所では、毎年決まった時期に自主的に本人の状況を報告していただくよう成年後見人等をお願いしています。

**問合せ先** 名古屋家庭裁判所 後見センター ☎(223)2015